

世界遺産「佐渡島の金山」保存整備事業補助金交付要綱

平成 19 年 4 月 2 日制定

令和 3 年 3 月 30 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 知事は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」及び「世界遺産条約履行のための作業指針」に則り、世界遺産「佐渡島の金山」の構成資産及び関連する文化財の適切な保存整備を行うため、佐渡市内に所在する文化財の調査、保存修理、整備・活用、その他世界遺産に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 この補助金の交付の対象となる事業を実施する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 佐渡市
- (2) 佐渡市内に所在する国又は県指定文化財の所有者、管理者又は保存団体
- (3) 文化財保存施設等を建設・整備・活用する団体
- (4) 国又は県選定保存技術の保持者又は保存団体

(交付基準)

第 3 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第 4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第 7 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第 7 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分し

た場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、別記2号様式による事業計画書とする。

(変更の承認申請)

第6 第4の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業計画変更承認申請書に、別記第4号様式による添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7 第4の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に掲げる変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8 第4の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第5号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9 第4の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して20日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第 11 規則第 10 条の規定による報告は、知事が必要と認めるときに、別途指示する様式により、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第 12 規則第 12 条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第 6 号様式及び第 7 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して、30 日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(取得財産の処分の制限)

第 13 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が 1 件 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(書類の提出部数)

第 14 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

事業種目	補助対象となる経費	補助率・補助限度額	補助事業者	軽 微 な 変 更	
				経費配分の変更	事業内容の変更
1 国文化財指定事業	鉱山遺跡調査、地形調査、鉱山文化調査、近代鉱業遺産調査、文化的景観調査、伝統的建造物群保存地区調査及び史跡等保存管理計画策定に要する次の経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用 費、役務費、委託料、使用料及び賃 借料、工事請負費、原材料費、備品 購入費、補償金	当該事業に要する経費の1/2以内 国庫補助金の交付対象となった事業については、補助残額の1/2以内（国庫補助金が限度額又は定額の場合はその額の1/2以内） ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。	佐渡市	次に掲げる変更以外の変更で、補助金額に変更のないもの 1 事業費の20%を超える増減 2 事業種目間の補助金額の移動	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の内容の一部廃止 2 施行箇所の変更
2 保存整備事業	国史跡・建造物及び県指定文化財の保存修理、防災施設設置、整備活用、保存管理施設設置、購入（建造物等）、史料調査、伝承者養成及び記録作成等に要する次の経費 賃金、報償費、共済費、旅費、需用 費、役務費、委託料、使用料及び賃 借料、工事請負費、原材料費、公有 財産購入費、備品購入費、補助及び 負担金、補償金	当該事業に要する経費の1/2以内 国庫補助金の交付対象となった事業については、補助残額の1/2以内（国庫補助金が限度額又は定額の場合はその額の1/2以内） 補助事業者が佐渡市以外の場合は、当該事業に佐渡市が補助する額以内 ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。	1 佐渡市 2 佐渡市内に所在する国又は県指定文化財の所有者、管理者又は保存団体 3 文化財保存施設等を建設・整備・活用する団体 4 国又は県選定保存技術の保持者又は保存団体		
3 世界遺産関連事業	「佐渡島の金山」の構成資産及び資産の価値を補完する要素を適切に保護するために、佐渡市が行う事業に要する次の経費（普及啓発・情報発信に係る事業を除く。） 賃金、報償費、共済費、旅費、需用 費、役務費、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費	当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。	佐渡市		次に掲げる変更以外の変更 ・事業の内容の一部廃止

第 1 号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者住所
補助事業者名
代表者職氏名

年度世界遺産「佐渡島の金山」保存整備事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり交付を受けたいので、新潟県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円（内訳は別紙のとおり）

2 添付書類
事業計画書（第 2 号様式）

※添付書類の「事業計画書」は、文化財等ごとに作成すること。

3 その他参考となる事項

（注）交付申請額の内訳は、別紙「補助事業に係る交付申請額（精算額）内訳書」により作成すること。

別紙

補助事業に係る交付申請額（精算額）内訳表

（単位：円）

事業 種 目	事業の名称(文化財等の名称)	総事業費 (A+C)	補助対象 経 費 (A)	補助対象経費に係る財源の内訳				補助対象 外経費 (C)
				国庫補助金 (B)	県補助金 (A-B) × 1/2 以内	市一般財源	所有者 負担金	
	小 計							
	小 計							
	小 計							
合 計								

※佐渡市以外が補助事業者の場合、「市一般財源」欄は「市補助金」と読み替えること。

※県補助金の額は、市一般財源（市補助金）の額以内であること。

（注）「事業種目」欄には、別表の事業種目欄に記載されている事業名を記載すること。

第2号様式

事業計画書

1 事業の名称（文化財等の名称）

2 補助事業の目的及び内容

3 事業費

(1) 収入の部

（単位：円）

区 分	収 入 予 定 額	備 考
国庫補助金		
県補助金		
市一般財源		
（所有者負担金）		
合 計		

※佐渡市以外が補助事業者の場合、「市一般財源」欄は「市補助金」と読み替える。

(2) 支出の部

（単位：円）

区 分	支 出 予 定 額	備 考
（ 賃 金 ） （ 報 償 費 ）		
合 計		

(3) 支出内訳明細書

（金額単位：円）

区 分	種 別	摘 要	員 数	単 価	金 額	備 考
合 計						

4 事業着手及び完了の予定期日

着手

年 月 日

完了

年 月 日

5 添付資料（※国庫補助事業にあつては、国庫補助金に係る交付申請書の添付書類を添付すること。）

(1) 仕様書及び設計図（書）

(2) 工程表

(3) 補助事業を実施する箇所又は地域を示す図面及び写真

6 その他参考となる事項

（注）文化財等ごとに作成すること。

新潟県知事 様

補助事業者住所
補助事業者名
代表者職氏名

年度世界遺産「佐渡島の金山」保存整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により、計画を変更して実施したいので、新潟県世界遺産「佐渡島の金山」保存整備事業補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う補助金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

1 変更理由

※経費配分の変更と事業内容の変更に区分して具体的な理由を記入すること。

2 交付申請額

(単位：円)

	変 更 前	変 更 後
総 事 業 費		
補助対象経費		
補助金交付申請額		
補助金交付決定額		

3 添付書類

変更事業計画書（第4号様式）

※添付書類の「変更事業計画書」は、文化財等ごとに作成すること。ただし、事業計画に変更がない文化財等については、「変更事業計画書」の添付は不要のこと。

(注) 1 補助金の追加（減額）交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

2 第1号様式の別紙「補助事業に係る交付申請額（精算額）内訳書」に準じた表を作成し、変更前後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記入すること。

第4号様式

変 更 事 業 計 画 書

1 事業の名称（文化財等の名称）

2 変更の内容

3 事業費

(1) 収入の部

（単位：円）

区 分	変更前収入予定額	変更後収入予定額	差引増減	備 考
国庫補助金				
県補助金				
市一般財源				
（所有者負担金）				
合 計				

※佐渡市以外が補助事業者の場合、「市一般財源」欄は「市補助金」と読み替える。

(2) 支出の部

（単位：円）

区 分	変更前支出予定額	変更後支出予定額	差引増減	備 考
（ 賃 金 ） （ 報 償 費 ）				
合 計				

(3) 支出内訳明細書

（金額単位：円）

区分	種別	摘 要	変 更 前			変 更 後			備考
			員数	単価	金額	員数	単価	金額	
合 計									

4 事業着手及び完了の予定期日

着手
完了年 月 日
年 月 日

5 添付資料（※国庫補助事業にあつては、国庫補助金に係る変更交付申請書等の添付書類を添付すること。）

(1) 仕様書及び設計図（書）

(2) 工程表

(3) 補助事業を実施する箇所又は地域を示す図面及び写真

6 その他参考となる事項

（注）文化財等ごとに作成すること。

新潟県知事 様

補助事業者住所
補助事業者名
代表者職氏名

年度世界遺産「佐渡島の金山」保存整備事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記の理由のより、中止（廃止）したいので、新潟県世界遺産「佐渡島の金山」保存整備事業補助金交付要綱第8の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業の名称（文化財等の名称）
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業中止（廃止）年月日 年 月 日
- 4 中止（廃止）後の措置
- 5 現在までの遂行状況
 - (1) 事業

(2) 経費（支出額及び支出予定額の明細） (金額単位：円)

事業 種目	事業の名称（文 化財等の名称）	区分	種別	摘要	員数	単価	金額	備考
合 計								

※支出済額と支出予定額に区分して記載すること。

第 6 号様式

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

補助事業者住所
補助事業者名
代表者職氏名

年度世界遺産「佐渡島の金山」保存整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業が完了したので、新潟県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1	交付決定額及び精算額	交付決定額	円
		精 算 額	円（内訳は別紙のとおり）

2 添付書類
事業実績報告書（様式 7 号）

※添付書類の「事業実績報告書」は、文化財等ごとに作成すること。

（注）精算額の内訳は、第 1 号様式の別紙「補助事業に係る交付申請額（精算額）内訳書」により作成すること。

第7号様式

事業実績報告書

1 事業の名称（文化財等の名称）

2 事業費

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	申 請 額	実 績 額	増 減	備 考
国庫補助金				
県補助金				
市一般財源				
(所有者負担金)				
合 計				

※佐渡市以外が補助事業者の場合、「市一般財源」欄は「市補助金」と読み替える。

※年度途中で計画を変更した場合は、変更後の額を「申請額」とする。

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	申 請 額	実 績 額	増 減	備 考
(賃 金) (報 償 費)				
合 計				

※年度途中で計画を変更した場合は、変更後の額を「申請額」とする。

(3) 支出内訳明細書 (金額単位：円)

区分	種別	摘 要	申 請			実 績			備考
			員数	単価	金額	員数	単価	金額	
合 計									

※年度途中で計画を変更した場合は、変更後の金額等を「申請」欄に記載すること。

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付資料 (※国庫補助事業にあっては、国庫補助金に係る実績報告書の添付書類を添付すること。)

- (1) 契約書等の写し
- (2) 検査調書等の写し
- (3) その他補助事業の経過又は成果を証する書類及び写真

5 その他参考となる事項

(注) 文化財等ごとに作成すること。

